

[本契約書案は、乙が工事請負事業者と運営事業者から成る応募グループで参加する場合を想定して作成したものです。応募者が3者以上の企業から成るグループの場合や応募者が単独企業の場合は、基本契約書の文言を必要に応じ調整することとします。]

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業 基本契約書(案)

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者である米子市(以下「本市」という。)は、[優先交渉権者名]との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の内容の基本契約(以下「この基本契約」という。)を締結する。なお、本事業に係る建設工事請負契約の締結が本市議会で可決されなかった場合、この基本契約を無効とし、本市は一切の責任を負わない。

前文

本市は、米子市クリーンセンター(以下「本施設」という。)を今後も有効に活用していくため、いわゆるストックマネジメントの手法を導入し、日常の適正な運転管理、適切な点検整備及び的確な延命化対策と長寿命化を図るための基幹的設備改良工事とあわせて、施設運営管理のさらなる効率化を図るために長期包括的運営事業を行うこととした。

本市は、公募型プロポーザルにより事業者の募集を実施し、[優先交渉権者名]を優先交渉権者として選定した。

本市と[優先交渉権者名]は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項についてこの基本契約を締結する。

(目的及び解釈)

第1条 この基本契約は、本事業に関し[優先交渉権者名](以下、総称して「本件優先交渉権者」という。)が本事業にかかる公募型プロポーザルにおける優先交渉権者として決定したことを確認し、本市と本事業のうち基幹的設備改良工事を担当する企業(以下「工事請負事業者」という。)、長期包括的運営事業を担当する企業(以下「運営事業者」といい、優先交渉権者及び工事請負事業者、運営事業者を個別に又は総称して「民間事業者」という。)との間での建設工事請負契約(仮契約を含む。)及び運營業務委託契約、徴収事務委託契約の締結並びに本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的として、本市及び民間事業者の義務について必要な事項を定めるものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 本市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 民間事業者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重し、本事業の提案要領書に従い優先交渉権者が作成し本市に提出した応募資料の内容を責任をもって履行するものとする。

3 本市及び民間事業者は、この基本契約の締結後も、本事業の遂行のために協力するものとする。

(事業日程)

第3条 本事業の事業日程については別紙1に示す。

2 基幹的設備改良工事期間は、建設工事請負契約の本契約締結日から、平成32年3月31日までとする。ただし、建設工事請負契約の規定により変更できるものとする。

3 運営事業期間は、平成29年4月1日(以下「運営開始日」という。)から、平成44年3月31日(以下「運営完了日」という。)までの15年間とする。ただし、運營業務委託契約の規定により変更できるものとする。

(準備行為等)

第4条 建設工事請負契約及び運營業務委託契約締結前であっても、民間事業者は、本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本市は、必要かつ可能な範囲で民間事業者に対して協力するものとする。

2 前項の準備行為の結果は、建設工事請負契約及び運營業務委託契約締結後、各業務を担当する民間事業者に速やかに引き継ぐものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第5条 本市及び民間事業者は、本事業に係る建設工事請負契約(仮契約を含む。)及び運營業務委託契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

- 2 民間事業者は、契約締結のための協議にあたっては、本事業のプロポーザル手続に係る米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業受託者選定委員会及び本市の要望事項を尊重するものとする。
- 3 本市と[工事請負事業者名]は、募集要項等(本市が本事業のプロポーザルにおいて公表した提案要領書及びその他の書類、資料の一切並びに優先交渉権者の提出した応募資料をいう。以下同じ。)に基づき、建設工事請負契約(仮契約を含む。)を締結する。
- 4 本市と[運営事業者名]は、募集要項等に基づき、運営業務委託契約及び徴収事務委託契約を締結する。

(資格制限、指名停止)

第6条 優先交渉権者(優先交渉権者が複数の企業から成るときは、構成員及び協力企業のいずれかの者。本項、第16条第1項及び第18条第1項で同じ。)が、本市議会の議決を経て建設工事請負契約の本契約を締結するまでに本市から入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、本市は、建設工事請負契約(仮契約を含む。以下同じ。)及び運営業務委託契約、徴収事務委託契約を締結せず、又はこの基本契約を含めて締結済みの建設工事請負契約及び運営業務委託契約、徴収事務委託契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、本市に損害を生じたときは、契約の不締結又は解除にかかわらず、本市は、優先交渉権者に対して、損害の賠償を請求できるものとする。
- 3 前項の場合において、優先交渉権者は共同連帯して前項の損害を支払わなければならない。

(契約不締結等に係る賠償の予定)

第7条 第17条に該当する場合を除き、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により建設工事請負契約及び運営業務委託契約、徴収事務委託契約のいずれかを締結しないとき(建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に至る前に締結済みのものが解除されることを含む。)は、本市は、賠償金として、応募資料のうち見積書に記載された提案価格(以下「見積金額」という。)の100分の5に相当する額を優先交渉権者から徴収できるものとする。

- 2 前項の規定は、本市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、本市のその超過分についての請求を妨げるものではない。
- 3 前条第3項は、前各項の場合について準用する。

(特定事業契約不調の場合の処理)

第8条 建設工事請負契約の本契約締結について本市議会で可決されなかった場合その他事由のいかんを問わず、全ての特定事業契約の締結に至らなかった場合は、既に本市及び優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第6条、第7条及び第17条に基づく請求を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(役割分担)

第9条 本事業の実施において、民間事業者は、次の各号に定める役割及び業務実施責任を負う。

- 一 本施設の基幹的設備改良工事に係る設計及び工事は、[工事請負事業者名]が本市からの発注を受けて、これを行う。
- 二 本施設の長期包括的運営事業は運営事業者が行う。

(本施設の基幹的設備改良工事)

第10条 本施設の基幹的設備改良工事に係る業務の概要は、本事業の公募型プロポーザルにおいて本市が公表した要求水準書(以下「要求水準書」という。)に定めるとおりとする。

- 2 工事請負事業者は、本市との建設工事請負契約締結後、速やかにその業務に着手し、工事期間の終了日までに工事を完成させ、本市に引き渡す。
- 3 工事請負事業者は、本施設の基幹的設備改良工事における契約保証金として、建設工事請負契約の条項の規定に基づき、請負代金の10分の1に相当する金額以上の契約保証金又はその他の保証を本市に納付しなければならない。
- 4 前各項のほか、本施設の建設工事に係る契約条件の詳細は、建設工事請負契約による。

(本施設の長期包括的運営事業)

第11条 本施設の長期包括的運営事業に係る業務の概要は、要求水準書に定めるとおりとする。

- 2 運営事業者は、運営業務委託契約締結後、運営期間開始までに、本施設の運営準備業務を実施し、運営期間において長期包括的運営事業を実施する。
- 3 運営業務に係る委託料は、運営業務委託契約の規定で定める。
- 4 運営事業者は、運営保証として、運営業務委託契約の条項の規定に基づき、本市に対し、各年度の委託料の総額の10分の1に相当する金額以上の契約保証を差し入れなければならない。
- 5 前各号のほか、本施設の運営業務に係る契約条件の詳細は、運営業務委託契約による。

(経営計画等の報告)

第12条 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、運営業務委託契約に従い、運営事業者の会計監査人及び監査役が監査を行った計算書類並びにその附属書類を、運営事業者の毎会計年度終了後3ヶ月以内に本市に提出しなければならない。なお、運営事業者が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を本市に提出するものとする。

- 2 工事請負事業者は、基幹的設備改良工事期間中、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書の写しを、当該企業の毎会計年度終了後3ヶ月以内に本市に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属書類を本市に提出するものとする。

(基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第13条 本市及び民間事業者は、他の当事者の承諾なく、この基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第14条 この基本契約の各当事者は、この基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 本市及び民間事業者は、この基本契約上の履行に関し他の当事者から秘密として提供を受けた機密情報を、相手方又は本市の代理人及びアドバイザー以外の第三者に漏洩してはならない。ただし、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、又は相手方の同意がある場合は、この限りではない。

(談合その他不正行為による解除)

第16条 本市は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を締結せず、又はこの基本契約並びに締結済みの建設工事請負契約及び運營業務委託契約、徴収事務委託契約を解除することができる。

- 一 民間事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反したとき。
- 二 民間事業者（法人である場合にはその役員、従業員を含む）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為を行ったとき。

(賠償の予定)

第17条 優先交渉権者は、この契約に関して、第16条第1項各号のいずれかに該当するときは、本市が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として見積金額の10分の2に相当する額を本市に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本市に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、本市が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 第6条第3項は、前各項の場合について準用する。

(反社会的勢力の関与による解除)

第18条 本市は、優先交渉権者が次の各号のいずれかに該当するときは、建設工事請負契約及び運營業務委託契約、徴収事務委託契約を締結せず、又は、この基本契約並びに締結済みの建設工事請負契約及び運營業務委託契約、徴収事務委託契約を解除することができる。

- 一 役員等（優先交渉権者が個人である場合にはその者を、優先交渉権者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約又は業務委託契約を締結する事務所の

- 代表者をいう。以下本条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- 二 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(管轄裁判所)

第19条 本市及び民間事業者は、この基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、鳥取地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(この基本契約の有効期間)

第20条 この基本契約の有効期間は、契約締結の日から運営業務委託契約の終了の日までとする。

(準拠法及び解釈)

- 第21条 この基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
- 2 この基本契約及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、この基本契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
 - 3 この基本契約の変更は書面で行うものとする。

(定めのない事項)

第22条 この基本契約に定めのない事項については、本市の規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、本市及び優先交渉権者が別途協議して定めることとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

(本市)

住 所 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地
米子市
米子市長 野坂 康 夫

(優先交渉権者)

住 所
商 号
代表者

別紙 1

事業日程

- 1 建設工事請負契約の仮契約締結：平成 28 年 8 月
- 2 建設工事請負契約の締結：平成 28 年 9 月
- 3 運營業務委託契約の締結：平成 28 年 9 月
- 4 徴収事務委託契約の締結：平成 28 年 9 月
- 5 基幹的設備改良工事着工：建設工事請負契約締結後速やかに
- 6 基幹的設備改良工事完工及び正式引渡：平成 32 年 3 月 31 日
- 7 長期包括的運営事業の準備：運營業務委託契約締結後速やかに
- 8 長期包括的運営事業の開始：平成 29 年 4 月 1 日
- 9 本事業終了：平成 44 年 3 月 31 日